

(別表) 事故の状況、程度及び規模等

事故の種別	事故の状況、程度及び規模等
1 死亡	利用者の死亡が次のいずれかに該当するとき。 ① 介護サービスの提供により死亡した場合 ② 事故死、自殺、その他死亡原因に疑義がある場合
2 骨折 3 火傷 4 創傷 5 誤嚥 6 異食 7 薬の誤配	利用者が負傷等によって、入院又は医療機関等での治療を受けた場合(日常生活への支障がない軽度の負傷等で、かつ軽微な治療で済んだことから、管理者等が報告の必要がないと認めた場合を除く。)
8 感染症 9 疥癬	利用者や従業員が感染症を発症した場合で、次のいずれかに該当するとき。 ① 利用者が1類～4類感染症等(感染症法第12条の規定により、診断した医師が直ちに保健所への届出を義務付けられている疾患)を発症(疑い含む。)した場合 例:2類 結核等 3類 細菌性赤痢、O157等 4類 レジオネラ症等 ② 従業員(ボランティア含む。以下同じ。)が①に該当する疾患を発症(疑い含む。)した場合で、利用者への感染が危惧されるとき。 ③ 利用者が①以外の感染症(疑い含む。)又は疥癬を発症した場合で、次のいずれかに該当するとき。 例:5類感染症 ノロウイルス、新型コロナウイルス(COVID-19)、インフルエンザ(新型等除く。)等 疥癬 ア 同一の感染症等(疑い含む。)による死亡者又は重篤な患者が1週間に2名以上発生したとき。 イ 同一の感染症等(疑い含む。)による患者が10名以上又は全利用者(グループホームにあっては当該ユニット)の半数以上発生したとき。 ウ ア及びイに該当しない場合で、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めたとき。 注1 通所系サービスにあっては、利用者の感染症等に罹患した原因が、当該事業所への通所にあるとき。(これに該当しない場合でも、前記①の疾患を発症したときは、他の利用者への感染が危惧される場合を含む。) 注2 訪問系サービスにあっては、前記②に該当するとき。
10 食中毒	利用者が食中毒を発症した場合で、次のいずれかに該当するとき。 ① 食中毒の発生が、施設又は事業所で調理等した食事提供に起因するとき。(グループホーム入居者等による調理や食事の準備、訪問介護員等による訪問先での調理や食事の準備を含む。) ② 食中毒の発生が上欄③のア又はイに該当するとき。(訪問系サービスを除く。通所系サービスにあっては、「全利用者」を「食中毒発生日の全利用者」に読み替える。)
11 財物の損壊・滅失	事業者側に責任のある利用者の保有する物品又は金銭の破損や紛失等のとき。(その内容が軽微な場合で、利用者との間で問題が円満に解決していることから、管理者等が報告不要と認めた場合を除く。)
12 交通事故	従業員の自動車運転による利用者の送迎中等の交通事故(加害・被害を問わない。)で、利用者が負傷等したとき又は当該交通事故が原因で利用者の通所サービスを中止したとき。ただし、利用者に負傷等がなく、次の①及び②ともに該当しないことから、管理者等が軽微な事故として報告不要と認めた場合を除く。 ① 通所サービスを中止した利用者が、当日の全利用者の半数未満のとき。 ② 当該交通事故の原因が、従業員の飲酒運転やスピード違反などの悪質な交通ルール違反でないとき。
13 従業員の法令違反	利用者の預かり金横領等のとき。
14 その他	前記1～13事故に該当しない場合で、例えば次のようなときに管理者等が報告を必要と認めたとき。 ① 利用者が行方不明のとき。(警察署での保護を含む。) ② 災害等による施設や設備等の損壊により、サービス提供の一時中止や一時縮小をしたとき。 ③ 利用者やその家族等に係る個人情報流出又は紛失したとき。 ④ 利用者側から損害賠償を求められているとき。